

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局工業用水道料金徴収事務の委託に関する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

名古屋市上下水道局工業用水道料金徴収事務の委託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2から第243条の2の5まで並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第2項において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条及び第173条の2第2項並びに名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）第44条の規定に基づき、名古屋市工業用水道給水条例（昭和35年名古屋市条例第21号）第17条第1項に規定する料金（以下「工業用水道料金」という。）の徴収事務（以下「徴収事務」という。）の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 委託の対象とすることのできる徴収事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 量水器の点検
- (2) 工業用水道料金の納入の受領
- (3) 工業用水道料金の出納取扱金融機関への払込み
- (4) 前3号の事務に付帯する事務

2 上下水道局長（以下「局長」という。）は、必要に応じ、前項に規定する事務の全部又は一部を委託するものとする。

(委託の相手方)

第3条 徴収事務の委託を受けることのできる者は、当該事務を遂行するに足る責任能力を有する者でなければならない。

2 局長は、必要と認める場合には、前項に規定する者にあらかじめ担保を提供させ、又は保証人を立てさせるものとする。

(委託の期間)

第4条 委託の期間は1年とする。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委託契約)

第5条 徴収事務を委託しようとするときは、委託を受ける者（以下「受託者」という。）と委託に関する契約書を取り交わさなければならない。

2 前項に規定する契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委託事務の範囲及び区域

(2) 徴収手続

(3) 工業用水道料金の払込方法（納入の受領の事務を含む場合に限る。）

(4) 委託料

(5) 事故の場合の措置及び責任

(6) 局長の委託事務検査の権限

(7) この規程及び局長の指示の遵守義務

(8) 委託の期間

(9) 前各号のほか、業務上必要と認める事項

(受託者の義務)

第6条 受託者は、この規程及び前条に規定する契約書に従い、委託を受けた徴収事務を契約書に定める期限内に完了しなければならない。

2 受託者は、工業用水道料金の納入義務者（その者から工業用水道料金の支払の委任を受けた者を含む。）の転居等による行方不明、破産、異議申出その他やむを得ない理由により前項に規定する期限内に委託を受けた事務を完了できなかったときは、同項の規定にかかわらず、施設部施設管理課長（以下「施設管理課長」という。）の承認を得て当該未了部分の事務の履行の期限の猶予又は免除を受けることができる。ただし、受託者が工業用水道料金の納入の債務を保証すべき特約その他これと異なる定めが契約中にある場合

には、この限りでない。

3 受託者は、徴収事務の遂行中に生じた事故については、委託者の過失に起因するものを除き、委託契約の範囲内で責任を負わなければならない。

4 受託者は、前項に規定する事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに施設管理課長を経由して局長に報告しなければならない。

(収入金の払込方法)

第7条 受託者は、工業用水道料金を収納した場合には、局長が指定する日までに、地方公営企業法施行令第26条の4第2項において読み替えて準用する地方自治法施行令第173条の2第2項に規定する計算書を添えて、当該収納に係る収入金を局の出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者による工業用水道料金の収納に関し必要な事項は、別に定める。

(委託料)

第8条 受託者には委託料を支払うものとし、その額は徴収事務の範囲その他の実情を勘案して別に定める。

(事務の検査)

第9条 局長は、必要と認めるときは第5条に規定する委託契約に定めるところにより、職員に命じて受託者の徴収事務に関し帳票その他の書類を検査させることができる。

(委託事務の告示)

第10条 局長は、徴収事務の委託、委託の内容の変更又は地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の3第1項の規定による取消しをしたときは、名古屋市上下水道局公告式規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第10号）に定める手続により告示する。

(委任)

第11条 施設部長は、法令並びにこの規程及び委託契約の範囲内で、受託者と業務上の細目について協定し、又は受託者に必要な指示を与えることができる。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。